

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オフィスレイが開設するショートステイ田沢湖（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所で事業の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きについて極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録をしておく（2年間保存）。事業所は、身体拘束等適正化のために次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1度）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 介護員その他の従業者には1年に2回以上身体拘束適正化の研修を行い。新任職員には必ず身体拘束適正化の研修を行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

7 事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

8 事業所は利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために委員会を設置し、定期的を開催する。

9 事業所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

ショートステイ田沢湖

秋田県仙北市田沢湖生保内字街道ノ上 80 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業に従事する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1 名

管理者は、施設の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。

② 従業員 医師 1 名 (非常勤)

③ 生活相談員 1 名以上

④ 看護職員 0 名以上

利用者の状態像に応じて必要がある場合は、協力医院との密接かつ適切な連携を行う。

⑤ 機能訓練指導員 1 名以上 (非常勤)

⑥ 介護職員 13 名以上 (常勤)

従業員は、短期入所生活介護の提供に当たる。

⑦ 栄養士 1 名以上

⑧ 調理員 2 名以上

(利用定員)

第 5 条 利用定員は 39 人とする。

(短期入所生活介護の内容)

第 6 条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

①生活指導 (相談援助等) ②機能訓練 (日常動作訓練)

③介護サービス ④健康状態の確認

⑤送迎サービス ⑥給食サービス

⑦入浴サービス ⑧その他利用者に対する便宜の提供

(利用料)

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2項 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いをうけるものとする。

- ① 別紙 料金表
- ② 食材料費として、 1日 1500円程度
- ③ 理美容代として、 外注(自費)

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、大仙市・仙北市・美郷町の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること

機能訓練室を利用する際には、看護師及び介護士の見守りが有る事を確認すること

浴室を利用する際には介護員の付添があること

第12条で定める非常災害対策に可能なかぎり協力すること

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 1 管理者は防火管理者を選任する。
- 2 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画をたてるものとし、事業所はこの計画を基に、毎年4月および10月に避難および救出その他必要な訓練を行う。
- 4 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるも

のとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修 採用3か月以内

継続研修 月に1回以上

- 1 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社オフィスレイと事業所の管理者との協議上定めるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

1 短期入所生活介護計画

2 提供した具体的なサービスの内容等の記録

3 市への通知に係る記録

4 苦情内容等の記録

5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（事故報告書）

附 則

- 1 この規定は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成23年10月1日より第4条、従業者の人員変更。第5条利用定員25人から36人に変更。
- 3 平成25年4月1日より第4条、従業者の人員変更。第5条利用定員33人から39人に変更。
- 4 平成25年4月1日より第4条、従業者の人員変更。
- 5 平成29年4月1日より第4条、従業者の人員変更。
- 6 平成30年4月1日より第4条、従業者の人員変更。
- 7 令和2年4月1日より第4条、従業者の人員変更。
- 8 令和6年2月1日より第9条、第13条、第14条の追加、以後条を繰り上げるものとする。
第3条、運営方針を変更、第4条従業者の人員変更、第12条避難訓練の変更。
- 9 令和6年8月1日より運営方針6条を訂正。